

徳島市工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、徳島市工事検査要綱（以下「工事検査要綱」という。）第12条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、請負額が300万円を超える請負工事について行う。

(評価者)

第3 工事成績の評価者（以下「評価者」という。）は、工事検査要綱第3条の規定により検査を命じられた検査員並びに当該工事を担当する総括監督員及び主任監督員又は現場監督員（以下「監督員」という。）とする。

(評価の方法)

第4 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評価は、監督、検査により確認した事項を工事成績評定の土木・建築工事別考査項目に基づき、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

3 評価は、工事成績表（工事検査要綱様式第7号、以下「成績表」という。）及び工事成績表の考査項目別運用表（別紙-1～別紙-3）によるものとする。

4 評価結果は、工事成績評定書（様式第12号）に記録するものとする。

5 評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（考査項目別運用表別紙-4）及び「施工プロセス」のチェックリスト（考査項目別運用表別紙-5）を考慮するものとする。

6 「創意工夫」、「工事特性」、「社会性等」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別添様式1及び別添様式2により提出できるものとし、評価者は、提出があった場合は考慮するものとする。

(成績表の提出)

第5 監督員は、工事のしゅん工までに下検査を行い、検査員を除く評価を取りまとめのうえ成績表を検査員に提出するものとし、検査員はこの成績表に自己の評価を加えて成績点合計を算出するものとする。

2 検査員は、評価を定めたときは、成績表をしゅん工検査結果調書（工事検査要綱様式第9号）に付するものとする。

(評定結果の通知)

第6 検査に係る工事主管課長及び事業主管課長（以下併せて「工事施行者」という。）は、前項の規定によって算出された合計点をもってそのまま工事成績を評定するものとし、その評定の結果を当該工事の受注者に対して工事成績評定書（様式第12号）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 工事施行者は評定の結果を通知した後、工事に契約不適合のあることが判明し評定を減点

修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6または第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、工事施行者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 工事施行者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(補足)

第9 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

2 次に掲げる基準等は、平成15年3月31日をもって廃止する。

(1) 徳島市建設工事しゅん工検査工事成績表

(2) 徳島市建設工事しゅん工検査成績採点基準(考査項目別運用表)

3 次に掲げる基準等は、平成25年3月31日をもって廃止する。

(1) 平成22年7月1日施行の工事成績表(5段階評価)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月1日以後に契約した工事、又は検査について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行前に契約している工事については、なお従前の例による。

3 この要領の改正後の様式に相当する改正前の要領による様式用の用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。